

仕 様 書

職員院内着用被服洗濯業務委託については、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 履行場所

名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
名古屋市千種区若水一丁目2番23号
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター
名古屋市北区平手町1丁目1番地の1

3 用語の定義

- (1) 「受託者」とは、本仕様書に定める業務を受託する事業者をいう。
- (2) 「陽子線治療センター」とは、西部医療センターの陽子線治療センターをいう。
- (3) 「病院」とは、東部医療センター及び西部医療センターをいう。
- (4) 「担当職員」とは、東部医療センター及び西部医療センターにおいて洗濯業務に従事する職員をいう。

4 洗濯対象品目及び予定数量

洗濯の対象とする被服（以下「洗濯物」という。）の品目及び概算数量は、別紙内訳書のとおりとする。

5 被服の発注及び納品

- (1) 発注及び納品は、下記の集配日時に、病院が指定する場所において、担当職員の立会いのもと行うものとする。ただし、集配日が国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に当たる場合は、病院の指示した日に行うものとする。なお、陽子線治療センター分の洗濯物については、西部医療センター本院分の洗濯物と同一の場所で、発注及び納品を行うものとし、その際、受託者は、担当職員とともに、数量の内訳を確認するものとする。また、集配日時については、病院と受託者の協議の上、変更することができるものとする。
- (2) 納品は、発注の日から一週間以内の集配日に行うものとする。ただし、特別な事由により規定のとおり納品できない場合は、事前に担当職員に報告し、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、納品時に担当職員による納品検査を受けるものとし、不完全な仕上がり、破損又は発注数量と納品数量の不一致等が判明した場合は、担当職員の指示に従い、速やかに再度の洗濯・納品、修理・補修等の対応を行うものとする。また、たたみ方については、病院の指定するたたみ方に従うこととする。
- (4) 受託者は、発注してから洗濯を行うまでの間に、洗濯物のポケットチェックを行うものとする。また、残留物があつた場合は、担当職員に返却すること。

病 院 名	集配日時
東部医療センター	毎週月曜日、木曜日 午前 8 時30分から午後 4 時30分までの間で病院と協議の上決定すること。
西部医療センター	毎週火曜日、金曜日 午前10時頃

6 必要書類

病院が洗濯物を発注する際の発注書、受託者が洗濯物を回収する際の受領書、受託者が仕上完成品を納品する際の納品書等の帳簿類については、予め病院の承認を受けた様式にて行うものとし、信義、誠実をもって処理するものとする。

7 費用負担区分

洗濯物の洗濯、保管及び運搬に必要な設備、備品及び材料に係る費用は、すべて受託者の負担とする。

8 荷受整理

- (1) 受託者は、汚染物と仕上完成品とを完全に分離し、仕上完成品が細菌等により汚染されないよう注意すること。
- (2) 受託者は、洗濯物の洗濯、保管及び運搬に当たり、病院の指示に従い常に衛生的かつ清潔に行うよう、細心の注意を払うものとする。

9 洗濯物の分類

- (1) 血痕、膿分泌物、糞便等に汚染された病毒感染の危険のある洗濯物は、東部医療センター一分は、東部医療センターが処理・実施するものとする。西部医療センター一分は、西部医療センターでビニール袋に入れた状態で回収場所に置くので、開封することなく西部医療センターから搬出するものとする。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第6項までに規定する感染症の病原体に汚染されているもの(汚染されているおそれがあるものを含む。)についての消毒等は、病院が処理・実施するものとする。
- (3) 診療用放射性同位元素により汚染されているおそれのあるものについては、病院において診療用放射性同位元素による汚染状況を検査し、安全性を確認するものとする。

10 洗濯方法

- (1) 洗濯物の洗濯に当たっては、洗濯物を色別、繊維別に分類し、別洗いとすること。
- (2) 洗濯物の状態に応じ、80度の湯で10分～15分洗濯すること。
- (3) 血液等の汚染物については、特に別洗いとすること。
- (4) すべての洗濯物は、良質な洗剤を使用して洗濯すること。
- (5) 石鹼洗いは、2回以上(1回の所要時間10分～15分)とすること。
- (6) すすぎ洗いは、3回以上行うこと。
- (7) 仕上げにおいて必要な場合は、糊付け、プレスすること。
- (8) クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第5号に規定する伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物については、法令等で定められた方法により消毒を行うこと。

1.1 原状回復及び損害賠償

- (1) 受託者は、洗濯、保管又は運搬中に洗濯物の破損又は汚損が生じた場合、受託者の負担により、その修理・補修、洗濯等の必要な措置を講じ、速やかに原状回復しなければならない。
- (2) 受託者は、洗濯、保管又は運搬中に洗濯物の紛失又は著しい破損若しくは汚損等が生じた場合であって、前項に定める原状回復ができない場合は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、病院と受託者の協議の上、決定するものとする。

1.2 支払方法

- (1) 契約代金は、月単位で支払うものとする。この場合、受託者は、毎月末で締め切り、東部医療センター分、西部医療センターの本院分及び陽子線治療センター分をそれぞれ分けた請求書を作成し、翌月10日までに病院に提出するものとする。病院は、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。
- (2) 本契約において、各品目の単価は消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- (3) 納品書については、単価及び金額を省略する。(記入する場合は、消費税及び地方消費税抜きとし、消費税及び地方消費税を含まない旨を明示すること。納品書に消費税及び地方消費税分が併記される場合には、消費税及び地方消費税は請求書単位でまとめて算出する旨を明示すること。)
- (4) 請求書については、品目ごとに、消費税及び地方消費税を含まない単価、洗濯数量及びそれらに乗じて得た金額を明示した上で、全品目の当該金額を合計した金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「合計金額」という。)を算出し、合計金額に100分の10を乗じた金額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を消費税及び地方消費税の額として明示し、合計金額に当該額を加えた金額を請求金額とするものとする。

1.3 情報取扱注意項目の遵守

受託者は、この契約を履行するに当たり、別記「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

1.4 その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項については、病院と受託者の協議の上、実施するものとする。
- (2) 受託者は、クリーニング業法第8条の2の規定により義務付けられている研修・講習を従事者に受講させること。
- (3) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学契約規程及びその他関係法令に従わなければならない。
- (4) 受託者は、別記「グリーン配送に関する特記仕様書」に留意すること。
- (5) 妨害又は不当要求に対する届出義務
 - ア 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
 - イ 受託者がアに規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、アの報告又は被害届

の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

- (6) 受託者は別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守すること。

内 訳 書

品 目	規 格	予 定 数 量 (単位:枚)			合 計
		東部医療センター	西部医療センター		
			本院分	陽子線治療センター分	
両前白衣(長袖・半袖)	【モンブラン】 51-611、51-011、51-602、51-002	5,200	6,110	210	11,520
ケーシー白衣	【モンブラン】 52-602、52-002、52-601、52-001	2,800	3,405	550	6,755
スラックス・チノパンツ	【高浜ユニフォーム(アイトス)】 DZ-1401、AN-2601 【モンブラン】 CV7511-9	3,000	2,200	280	5,480
看護衣(ワンピース)	【ナガイレベン】 HO-1917、HO-1916	0	25	0	25
看護衣(上)	【ナガイレベン】 HO-1912、HO-1911、RF-5127、RF-5087	26,500	30,165	490	57,155
看護衣(下)	【ナガイレベン】 HO-1913、HO-1903、HOS-4903	25,000	28,140	490	53,630
看護補助衣(上)	【モンブラン】 NHC73-1568、NHC72-958	1,550	710	10	2,270
看護補助衣(下)	【モンブラン】 NHC73-1097、NHC72-1047	1,450	710	10	2,170
予防衣(エプロン型)	【アプロン】 924-90 【サンベックス】 MR-848	700	1,040	5	1,745

※この予定数量については、発注数量を保証するものではない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

(別添)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。